## ~生活保護に関してお困りの方へ~

日本弁護士連合会・札幌弁護士会による

相談料

生活に困っている方々の相談をお受けし、今、生活保護の現場で何が起きているかを 明らかにするために、全国一斉電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえします。
  - ・申請書がもらえない。
  - ・役所(福祉事務所)から次のように言われた。

「家族に援助してもらいなさい」

「生活保護ではなく、別の制度(生活困窮者自立支援制度)を利用しなさい」

「65歳までは働けるので、頑張って仕事を見つけなさい」

「自動車を処分しなさい」

「所持金がなくなってから来なさい」

「ホームレスなので、生活保護は受けられない」

「借金があると生活保護は受けられない」

「家賃が高すぎるから生活保護は受けられない」

「保護費を返してください」

「辞退届を書いてください」

「住宅扶助の基準が変わったので、安いところに転居しなさい」

「資産申告書を提出しないと保護を停止・廃止します」

相談料はかかりません。フリーダイヤルで実施する弁護士会では、電話代もかかり ません。



0120-158-794

: 00~22:0

※札幌弁護士会は10:00~18:00の対応となります(これ以外の時間帯及び回線の混雑等によ り他の弁護士会につながる場合があります。)。

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。